

人材開発支援助成金制度のご案内

2017年4月1日 現在

■制度の概要

労働者のキャリア形成を効果的に促進するため、職業訓練の段階的・体系的な実施や人材育成制度を導入し、労働者に適用させた事業主等に対して助成する制度です。ここでは主として弊研修センターに係る専門的な訓練に対する”一般訓練コース”についてご紹介します。

■支給対象事業主

次の全てに該当する事業主であって、あらかじめ、都道府県労働局に”訓練実施計画届”を提出していることが必要です。

- ①雇用保険適用事業所の事業主であること。
- ②労働組合などの意見を聴いて事業内職業能力開発計画およびこれに基づく年間職業能力開発計画を作成し、その計画の内容を労働者に周知していること。
- ③職業能力開発推進者を選任していること。
- ④年間職業能力開発計画または制度導入適用計画届の提出日の前日から起算して6ヶ月前の日から支給申請書の提出日までの間に、当核計画を実施した事業所において、雇用する被保険者を解雇等事業主都合により離職させた事業主以外の事業主であること。
- ⑤年間職業能力開発計画または制度導入適用計画届の提出日の前日から起算して6ヶ月前の日から支給申請書の提出日までの間に、雇用保険法第23条第1項に規定する特定受給資格者となる離職理由のうち、離職区分1Aまたは3Aに区分される離職理由により離職した者として同法第13条に規定する受給資格の決定が行われた者の数を、当核事業所における支給申請書提出日における被保険者数で除した割合が6%を超えている事業主以外の者であること。
- ⑥従業員に職業訓練などを受けさせる期間中も、所定労働時間労働した場合に支払う通常の賃金の額を支払っていること。
- ⑦支給対象経費を事業主が全額負担していること。

■一般訓練コースの詳細について

雇用する労働者に、職務に関連した専門的な知識及び技能を修得させることを内容とする職業訓練を受けさせる事業主に対する助成措置です。なお、東日本大震災復興対策として、助成金の特例措置が設けられています。詳細は最寄りの”都道府県労働局”までお問い合わせください。

【支給要件】

- ①Off-JTにより実施される訓練であること。(OJTは、対象外)
- ②職業訓練1コース当たり、訓練時間が延べ20時間以上のものが対象です。
- ③セルフ・キャリアドック(定期的なキャリアコンサルティング)を規定すること。

【支給内容】

- ①経費助成：訓練に要した受講料等の経費の30%に相当する額を支給します。
- ②賃金助成：訓練の実施時間に対して受講者1人1時間当たり380円を支給します。

■中小企業事業主の範囲

下表A、Bのいずれかの条件を満たしていれば、中小企業です。

主たる事業	A：企業の資本の額 または、出資の総額	B：企業全体で常時雇用 する労働者の数
小売業（飲食店を含む）	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
製造業・建設業・運輸業その他	3億円以下	300人以下

■厚生労働省のホームページについて

助成金制度に関してご不明な点は、下記の厚生労働省のホームページをご覧ください。

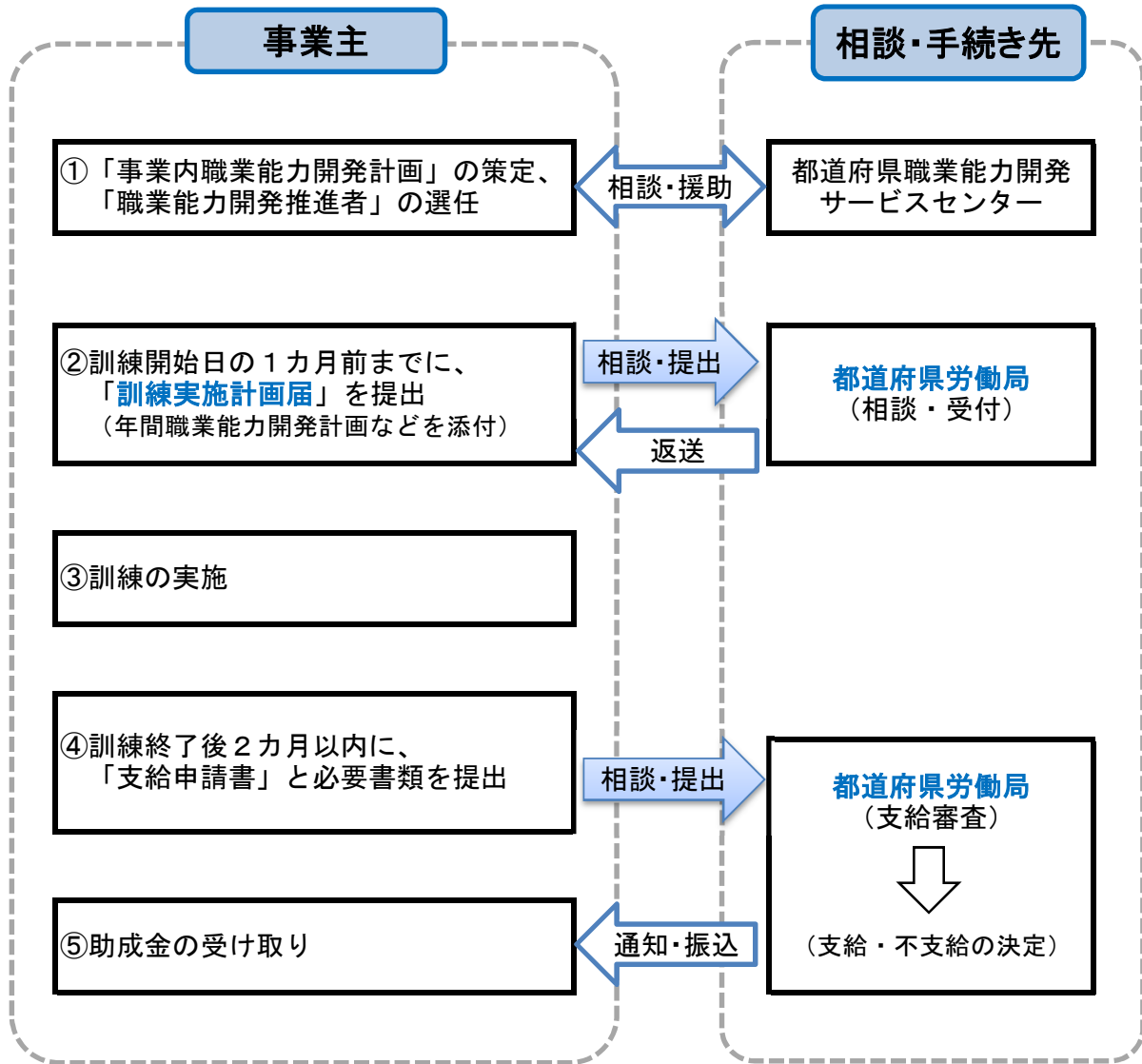
●人材開発支援助成金について

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html

助成金の申請手続について

- 制度の名称 「人材開発支援助成金」
- 申請先 「都道府県労働局」
- 受給資格 「事前に年間単位の” 訓練実施計画届 ” を提出していること」

■ 助成金の受給までの流れ



※詳細は、各都道府県労働局にお問い合わせください。

● ホームページ <http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/>